

第 5 章 耐力度調査チェックリスト

耐力度調査チェックリスト

－木造－

都道府県名		設置者名		学校名	
対象建物	棟番号		構造・階数	建築年	面積
耐力度点数			都道府県確認者の所見		聴取済印
点					
調査者 (市町村)		確認者 (都道府県)		聴取日	年 月 日

※太枠の中は都道府県が記入する。

□にはレ印を付す。

(第1 一般事項)

1. 調査建物

①耐力度調査票の設置者名、学校名、建物区分、棟番号、階数、延べ面積、建築年、経過年数、被災歴及び補修歴は施設台帳等により記載されている。

②経過年数は、建築年月と調査開始年月を比較し、1年に満たない場合は切り上げている。

2. 調査単位

①調査建物の建築年は同一である。

NOの場合は、調査票が別葉にされている。

②調査建物は構造的に一体である。

NOの場合は、別棟と見なし、調査票が別葉にされている。

3. 適用範囲

①調査建物は木造のみである。(混合構造または複合構造ではない。)

NOの場合は、鉄筋コンクリート造(以下「RC造」という。)部分についてはRC造の調査票が、鉄骨造部分については鉄骨造の調査票が、それぞれ作成されている。

②一般的な長方形型の建物である。

NOの場合は、専門家の鑑定により耐力度調査が行われている。

4. 端数整理

①耐力度調査点数の有効桁数は所定の方法で記入されている。

5. 再調査

①当該建物は、初調査である。

NOの場合は、調査してから年数が経過したので、経過年数が見直されている。長寿命化改修が行われている場合は、改修時点からの経年変化が評価されている。

設置者記入欄 都道府県記入欄
確認 該当なし 確認 該当なし

□ □

□ □

YES NO
□ □
□ □
□ □

YES NO
□ □
□ □
□ □

YES NO
□ □
□ □
□ □

YES NO
□ □
□ □
□ □

□ □

YES NO
□ □
□ □
□ □

YES NO
□ □
□ □
□ □

	設置者記入欄		都道府県記入欄	
	確認	該当なし	確認	該当なし
6. 添付資料				
①図面、写真、ボーリングデータ、その他必要資料が報告書に添付されている。	☐		☐	
7. 配置図、平面図、断面図				
①設計図書、または耐震診断・補強時の設計図書の形状・寸法、用途区分が施設台帳と照合されている。	☐		☐	
8. 建物全景写真				
①各面が把握できる写真が報告書に添付されている。	☐		☐	
9. 構造図				
①建築時の設計図書、または耐震診断・補強時の設計図書、あるいは実測により作成されている。	☐		☐	
②建築時の設計図書（伏図、軸組図、柱・梁リスト）、または耐震診断・補強時の設計図書と実物は、同様である。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
NOの場合は、実測値をもとに構造図が作成されている。	☐		☐	
10. 基本的な考え方				
①未測定的项目は、満点評価されている。	☐		☐	
②必ず測定しなければならない項目は全て測定されている。	☐		☐	
11. 調査者				
①調査者は1級建築士または2級建築士である。	☐		☐	
(第2 構造耐力)				
1. 共通事項				
①-1いわゆる新耐震設計基準施行以前に設計された建物であり、耐震診断を既に実施している。	☐	→ 2(A)へ	☐	→ 2(A)へ
①-2いわゆる新耐震設計基準施行以降に設計された建物である。	☐	→ 2(B)へ	☐	→ 2(B)へ
①-3いわゆる新耐震設計基準施行以前に設計された建物であり、耐震診断を実施していない。	☐	→ 2(C)へ	☐	→ 2(C)へ
2 (A) . 保有耐力（旧耐震・耐震診断実施済み）				
① I_w は地域係数 Z を1.0として算定されている。	☐		☐	
②接合金物 K_j を1.0として算定している。	☐		☐	
③偏心 K_r を1.0として算定している。	☐		☐	
④基礎構造 K_f を1.0として算定している。	☐		☐	
2 (B) . 保有耐力（新耐震建築物）				
①水平耐力 q の評点を1.0とした。	☐		☐	
②平成12年6月以降に建設された建物の場合は、接合金物 K_j を1.0として算定している。	☐		☐	
③平成12年6月以降に建設された建物の場合は、偏心 K_r を1.0として算定している。	☐		☐	
④基礎構造 K_f を1.0として算定している。	☐		☐	
2 (C) . 保有耐力（旧耐震・耐震診断未実施）				
①今般の耐力度調査の際に耐震診断を新たに行っている。	☐	→ 2(A)へ	☐	→ 2(A)へ
3. 構法の特性				
①筋かいの断面が9 cm 以上または、面材耐力壁の確認を行っている。	☐		☐	

	設置者記入欄		都道府県記入欄	
	確認	該当なし	確認	該当なし
②方杖のとりつく柱の径の確認を行っている。	☐		☐	
4. 基礎構造				
①基礎の判別（基礎Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を行っている。	☐		☐	
②敷地地盤の被害予測を行っている。	☐		☐	
5. 地震による被災履歴				
①被災履歴が確認されている。	☐		☐	
(第3 健全度)				
1. 経年変化				
①長寿命化改修事業未実施の建物である。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
NOの場合は、 t_2 を用いた式により評価がなされている。	☐		☐	
2. 木材の腐朽度				
①各項目の数値、寸法を添付の資料等で確認した。	☐		☐	
②腐朽箇所、腐朽長が適切に測定されている。	☐		☐	
3. 基礎の状態				
①ひび割れの有無、不同沈下量が計測されている。	☐		☐	
②割れの影響範囲を考慮して基礎長さを算定している。	☐		☐	
4. 部材の傾斜、たわみ				
①柱の傾斜、床のたわみが計測されている。	☐		☐	
5. 床鳴り、振動障害				
①床鳴り、振動障害が判別されている。	☐		☐	
6. 火災の被災経験				
①火災による被災経験が判別されている。	☐		☐	
7. 雨漏り痕の有無				
①雨漏り痕の有無とその状態が判別されている。	☐		☐	
(第4 立地条件)				
1. 地震地域係数				
①地震地域係数は、建設省告示第1793号（最終改正：平成19年国土交通省告示第597号）第1と整合がとれている。	☐		☐	
2. 地盤種別				
①地盤種別は、基礎下の地盤を対象に建設省告示第1793号（最終改正：平成19年国土交通省告示第597号）第2に基づいて区分している。	☐		☐	
3. 敷地条件				
①平坦地である。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
NOの場合は、崖地あるいは盛土に該当することを、敷地図あるいは実測により確認している。	☐		☐	
4. 積雪寒冷地域				
①積雪寒冷地域は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第7条第5項の規定に基づいている。	☐		☐	
5. 海岸からの距離				
①海岸線までの距離は、地図で確認されている。	☐		☐	

第 6 章 耐震診断未実施建物の耐力度調査票

本耐力度調査は、下記の条件を全て満たす場合に限り使用することができる。

- ・ 新耐震設計基準以前の基準で建てられた建物。
- ・ 耐震診断が実施されておらず、診断結果を利用した耐力度調査ができない。

木造の建物の耐力度調査票(耐震診断未実施用)													Ⅳ 学 校 種 別		Ⅴ 整 理 番 号	
(表面)																
Ⅰ 調 査 学 校	都道府県名		設 置 者 名		学 校 名		学校調査番号		調 査 期 間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			Ⅲ 結 果 点 数		
									調査者	職 名	一級建築士登録番号		氏 名		④ 構 造 耐 力	耐 力 度 ④×⑤×⑥
													⑤			
									予備調査者	会社名	一級建築士登録番号		氏 名			
										⑥ 健 全 度						
Ⅱ 調 査 建 物	建 物 区 分		棟 番 号		階 数		面積		建物の経過年数			被 災 歴		補 修 歴		
					十		一階面積	建築	年	長寿命	年	種 類	被 災 年	内 容	補 修 年	
							m ²	年月	化年月	年月						
							延べ面積	経過	年	経過	年					
						m ²	年数					年		年		

Ⅲ 耐 震 性 調 査	① 基礎構造		べた基礎		5	布基礎		4	ブロック基礎		2	その他の基礎		0	
	② 土台		柱と同寸法以上の土台があるもの		5	柱と同寸法未満の土台があるもの		4	古材を使用した土台があるもの		3	土台がないもの		0	
	③ 柱	2階建ての場合における1階の柱	断面積が15cm角以上のもの又は13.5cm角のもの2本		5	断面積が12cm角のもの2本		3	断面積が13.5cm角のもの		2	断面積が13.5cm角未満のもの		0	
		平屋の場合における柱	断面積が13.5cm角以上のもの又は12cm角のもの2本			断面積が12cm角のもの又は10.5cm角のもの2本			断面積が11.5cm角のもの			断面積が11.5cm角未満のもの			
	④ 壁体	張間方向	壁長	6<壁長さ(cm)/床面積(m ²)		7	4<壁長さ(cm)/床面積(m ²)≤6		5	2<壁長さ(cm)/床面積(m ²)≤4		3	壁長さ(cm)/床面積(m ²)≤2		0
			間隔	固定間仕切間の距離が9m以下のもの		5	固定間仕切間の距離が9mをこえ18m以下のもの		3	固定間仕切間の距離が18mをこえ27m以下のもの		1	固定間仕切間の距離が27mをこえるもの		0
		桁行方向	壁長	6<壁長さ(cm)/床面積(m ²)		5	4<壁長さ(cm)/床面積(m ²)≤6		3	2<壁長さ(cm)/床面積(m ²)≤4		2	壁長さ(cm)/床面積(m ²)≤2		0
			延長	一教室の外壁及び廊下仕切の壁で開口部のない壁体の延長が7.2m以上のもの		5	一教室の外壁及び廊下仕切の壁で開口部のない壁体の延長が7.2m未満5.4m以上のもの		4	一教室の外壁及び廊下仕切の壁で開口部のない壁体の延長が5.4m未満3.6m以上のもの		2	一教室の外壁及び廊下仕切の壁で開口部のない壁体の延長が3.6m未満のもの		0
	⑤ 筋かい及び控柱	張間方向	平屋	柱と同寸法の筋かいもしくは柱二つ割のたすき筋かいが取り付けであるもの又は組んだ控柱があるもの		5	柱二つ割の片筋かいがあるもの又は組んでいない控柱があるもの		3	左記の構造以下の筋かいが取り付けであるもの		1	筋かいも控柱もないもの		0
			2階以上	柱と同寸法のたすき筋かいが取り付けであるもの又はトラスに組んだ控柱があるもの			左記の構造以下の筋かいが取り付けであるもの			筋かいも控柱もないもの					
桁行方向		平屋	柱と同寸法の筋かい又は柱二つ割のたすき筋かいが取り付けであるもの		5	柱二つ割の片筋かいが取り付けであるもの		3	左記の構造以下の筋かいが取り付けであるもの		1	筋かいも控柱もないもの		0	
		2階以上	柱と同寸法のたすき筋かいが取り付けであるもの			左記の構造以下の筋かいが取り付けであるもの			筋かいも控柱もないもの						
⑥ 屋根ふき材料			トタンぶき又は土居ぶきの類		3	スレートぶきの類		2	瓦又はセメント瓦の類		1	かやぶきの類		0	
Ⅳ 力 点 数	⑦ 点数	小計													
		合計		(上記の計)+50=()		④									

Ⅳ 全 面 性 調 査	① 経年変化 T		経過年数 t		判別式(建築時からの経過年数)				経過年数 t ₂				判別式(長寿命化改良後の経過年数)				評 点		評点合計	
			年		T=(40-t)/40 =				年				T=(30-t ₂)/40 =				⑦	④ (⑦×20)点	⑧=(④+⑤+⑦+⑧+⑨+⑩)	
	② 木材の腐朽度 D	外壁土台・外壁柱	部位	外壁土台				外壁柱				判 別 式		評 点		⑧				
			腐朽度の判定	腐朽長	外壁長	腐朽度d ₁	腐朽本数	外壁柱本数	腐朽度d ₂	max(d ₁ ,d ₂)≤0.3	1.0	⑦	⑤ (⑦×20)点							
				0.3<max(d ₁ ,d ₂)≤0.6		直線補間														
		床梁・小屋梁	部位	2階床梁				小屋梁						判 別 式			評 点			
			腐朽度の判定	腐朽本数	床梁本数	腐朽度d ₃	腐朽本数	小屋梁本数	腐朽度d ₄	max(d ₃ ,d ₄)≤0.3	1.0	⑧	⑦ (⑧×20)点							
				0.3<max(d ₃ ,d ₄)≤0.6		直線補間														
	③ 基礎の状態 F	基礎の劣化				基礎の傾斜				判 別 式				評 点		⑨	⑦ (⑨×10)点	⑨=⑧×min(⑩,⑪,⑫)		
		割れ有の基礎長	外周基礎全長	健全度d _f	相対沈下量	測定基礎長	沈下率φ _f	max(d _f ,φ _f ×100)≤0.2	1.0											
0.2<max(d _f ,φ _f ×100)≤0.5		直線補間																		
④ 部材の傾斜、たわみ R	柱の傾斜	方向	張間方向				桁行方向				判 別 式		評 点		⑩					
		傾斜率の測定	傾斜長	測定柱高	傾斜率r ₁	傾斜長	測定柱高	傾斜率r ₂	max(r ₁ ,r ₂)≤0.002	1.0	⑦	③ (⑦×15)点								
			0.002<max(r ₁ ,r ₂)≤0.005		直線補間															
	床梁のたわみ	部位	1階				2階						判 別 式			評 点				
		相対たわみの算定	たわみ量	最大スパン	相対たわみθ ₁	たわみ量	最大スパン	相対たわみθ ₂	max(θ ₁ ,θ ₂)≤0.002	1.0	⑨	③ (⑨×15)点								
			0.002<max(θ ₁ ,θ ₂)≤0.005		直線補間															
⑤ 床鳴り、振動障害 A	床鳴りの有無α				振動障害の有無β				合計	判 別 式			評 点		⑪					
	無し:0	軽微な床鳴り:1	多数の床鳴り:2	無し:0	時々振動を感知:1	常に振動を感知:2	α+β	α+β≤1	1.0	⑩	点									
	3≤α+β		0.8																	
⑥ 火災の被災経験 S	無被害:0	煙害程度:0	非構造材被害小:1	非構造材被害大:2	構造材被害有:3	被害部を新材で補修:0	判 別 式		評 点		⑫	点								
	S≤1		1.0																	
	S=2		0.95																	
⑦ 雨漏り痕の有無 U	雨漏り痕無:0	一部有(乾燥):0	多数有(乾燥):1	一部有(湿潤):2	多数有(湿潤):3	判 別 式		評 点		⑬	点									
	U≤1		1.0																	
	U=2		0.95																	

Ⅴ 立 地 条 件	① 地震地域係数		② 地 盤 種 別		③ 敷 地 条 件		④ 積 雪 寒 冷 地 域		⑤ 海 岸 からの 距 離		評 価		評 点	
	四 種 地 域	1.0	一 種 地 盤	1.0	平 坦 地	1.0	そ の 他 地 域	1.0	海岸から8kmを超える	1.0	⑬= ①+②+③+④+⑤ 5 + + + + 5 =	⑬	点	
	三 種 地 域	0.9	二 種 地 盤	0.9	傾 斜 地 崖 地 (3m未満)	0.9	二級積雪寒冷地域	0.9	海岸から8km以内	0.9				
	二 種 地 域	0.85												三 種 地 盤
一 種 地 域	0.8													

(裏面)

学 校 名

調 査 者 の 意 見

1. 調査建物の各階の平面図、断面図を単線で図示し、耐力壁は、他と区別できるような太線とする。
2. 寸法線と寸法(単位メートル)を記入する。
3. 余白に縮尺、建築年、延べ面積を記入する。



第 7 章 耐震診断未実施建物の耐力度調査票付属説明書

7.1 一 般 事 項

- | | |
|------------|--|
| (1) 調査対象学校 | 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園とする。 |
| (2) 調査対象建物 | 調査対象学校の木造の校舎、屋内運動場、寄宿舎のうち、耐震診断を実施していない建物とする。 |
| (3) 調査単位 | 校舎、屋内運動場、寄宿舎の別に平屋部分、二階建部分別にさらに同一棟で建築年、建築構造の異なる部分があるとき、または耐力度の著しく異なる部分があるときは、その異なる部分ごとの範囲を調査単位とする。また、エキスパンションジョイントがある場合には別棟とみなす。ただし、主棟に接続して建てられている便所、物置等の付属建物で、その棟を改築する場合、当然とりこわされる部分は主棟に含めることができる。 |
| (4) 調査票 | 「第6章 耐震診断未実施建物の耐力度調査票」による。 |
| (5) その他 | 木造以外の建物はRC造、S造またはCB造の調査票を作成する。 |

7.2 測定方法

木造建物のうち、耐震診断を実施していない建物に関する耐力度調査は第6章を基に測定することとし、その実施に当たっては、以下の事項に留意する。また、④構造耐力以外の測定項目については、原則として「第3章 耐力度調査票付属説明書」によるものとする。

7.2.1 ④構造耐力の記入方法

(1) 目的

この欄は耐力度測定を行う建物が現時点において、どの程度耐力があるかを評価するものである。

(2) 構造耐力の測定範囲

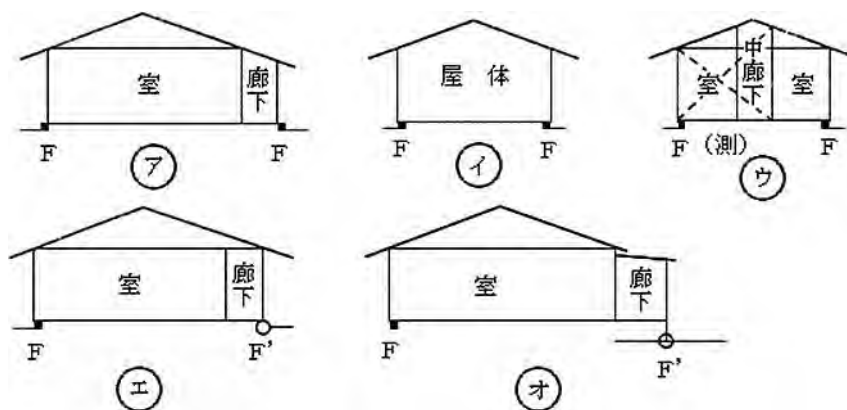
校舎、寄宿舎にあっては、耐力度測定を行う建物で、屋内運動場にあっては主室全体で行う。

(3) 各欄の記入説明

調査票には建物の主要構造部分について「基礎構造」「土台」「柱」「壁体」「筋かい及び控柱」「屋根ふき材料」の別に欄が設けられている。それらはさらに第1列から第4列のように使用材料形態、寸法によって区分されている。以下の説明によって測定する測定室の①～⑥部分が第1列から第4列のいずれに該当するかを調べ、その該当列の評点を○で囲むものとする。

① 基礎構造

建物の外周部（図㉗～㉙のF）の基礎構造について評点する。両側がそれぞれ異なる構造のときの校舎、寄宿舎の場合は、外壁下の基礎のうち図示の部分（図㉘、㉙のF）について、屋内運動場の場合は同一構造の延長の多いもので評点する。異なる基礎が混在する場合にはもっとも長く用いられている基礎を対象とする。



(注) 布基礎とは、建物荷重を地盤へ等分布状態に伝えるように造られたものをいう。

② 土台

測定室の桁行方向の両側外壁土台について評点する。ただし、中廊下の場合は測定室外側の土台について評点する。両側がそれぞれ異なるときは、校舎、寄宿舍の場合は測定室外壁土台（前図㊦、㊧の F）側について、屋内運動場の場合は断面寸法の小さい側について評点する。

③ 柱

校舎、寄宿舍の場合は測定室の桁行方向の外壁柱、屋内運動場の場合は主室の桁行方向の外壁柱について、その断面寸法を評点する。両側が異なる断面のときの校舎、寄宿舍の場合は、測定室の室外壁柱（前図㊦、㊧の F）側について、屋内運動場の場合は、同一断面の多い側の柱について評点する。

断面寸法が調査票第 1 列から第 4 列の区分間の前列と後列の中間寸法のときは下位列の断面として扱う。

また、添柱が第 1 列、第 2 列記載の断面と異なるときは、その添柱と本柱の断面積の合計と調査票記載の断面寸法を比較し、その断面に近い下位の列ものとして評点する。

(注) 柱の断面寸法は実測寸法とする。

④ 壁体

i) 壁長

測定室の張間方向、桁行方向の壁面について評点する。壁の長さとは壁の間隔が対象である。壁長さとは無開口の壁の長さを測り、筋かいの有無、大壁、真壁は問わない。開口壁は長さに含まない。面積は対象建物の面積とする。

ii) 間隔

この評点は測定室に限らず調査建物内のどの室で行ってもよい。

固定間仕切壁間の距離は当該固定間仕切壁に開口部がある場合次の補正を行う。

両側の固定間仕切壁に設けられた開口部の数	1～2 箇所	3～4 箇所	5～6 箇所	7 箇所以上
固定間仕切壁間の補正後の距離	1.25 倍	1.5 倍	1.75 倍	2 倍

(注) 1 連続窓の場合の開口部の数は延べ約 1.8 m ごとに 1 箇所とする。

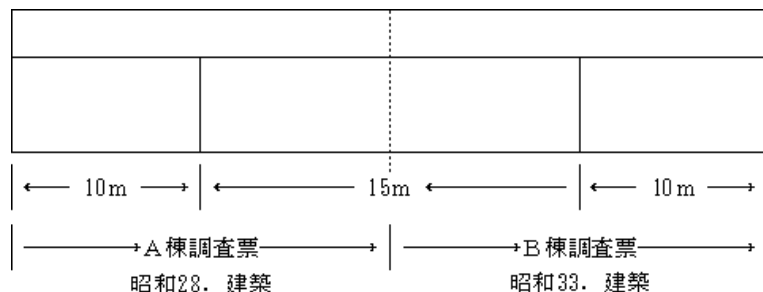
2 開口部とは窓、出入口、ランマをいい、換気ガラリ、目鏡石取り付け箇所は除く。(以下同じ。)

(ア) 折りたたみ式間仕切壁、取外し式間仕切壁等必要に応じ取外すようなものは、固定間仕切壁としない。

(イ) 固定間仕切壁であって、その柱の上部、下部のいずれかが主要横架材に取り付け

てない場合は、この項の評点上の固定間仕切壁としない。

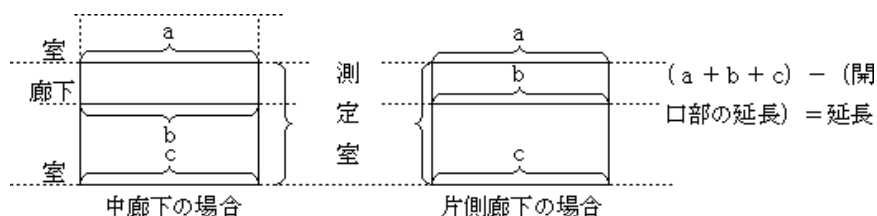
一つの室で建築年の異なる部分があるときの間仕切の間隔は下図のごとく A 棟、B 棟調査票共、15 m として評点する。



iii) 延長

〔校舎、寄宿舎の場合〕

測定室の次図 abc の壁体のうち開口部のない壁の延長を測り評点する。

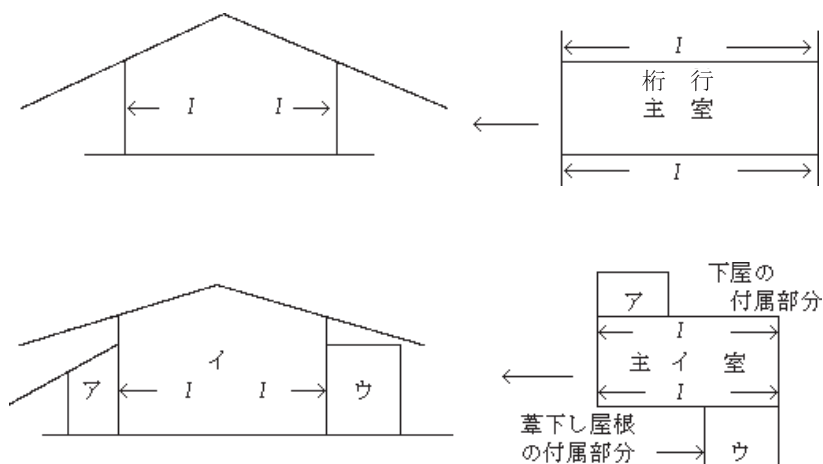


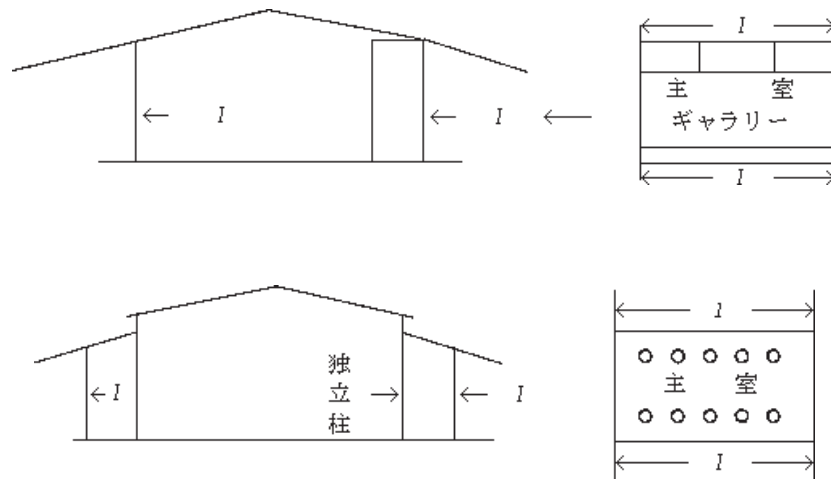
測定室以外の室でその延長が著しく異なるときは、その平均によって評点する。

〔屋外運動場の場合〕

屋外運動場主室の桁行両側外壁の延長に対する当該壁の開口部を除いた壁延長の割合によって評点する。

この場合の桁行外壁とは下図の I の部分とその例である。



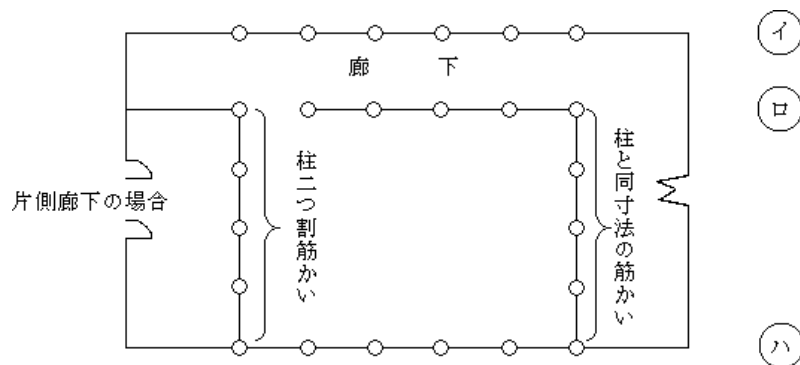


⑤ 筋かい及び控柱

張間方向、桁行方向によって評点する。

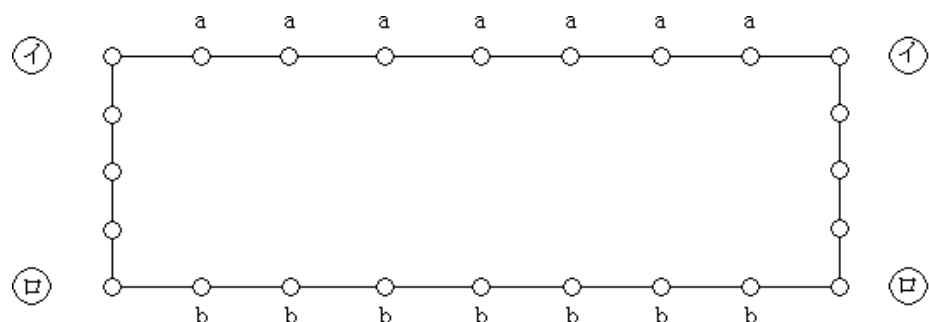
評点の対象は次の通りとする。

(ア) 校舎、寄宿舍の場合



筋かいのうち異なる種類のものが取り付けるときはその上位のものとして評点する。図の左方の間仕切は柱二つ割筋かい、右方の間仕切は柱と同寸法の筋かいの場合の例である。この評点は「柱と同寸法の筋かい」が取り付けられているものとして評点する。なお、桁行方向についても同様な方法で①㊦㊧の壁の筋かいを測定する。①の桁行外壁が下屋であっても測定上の区分はしない。

(イ) 屋内運動場の場合

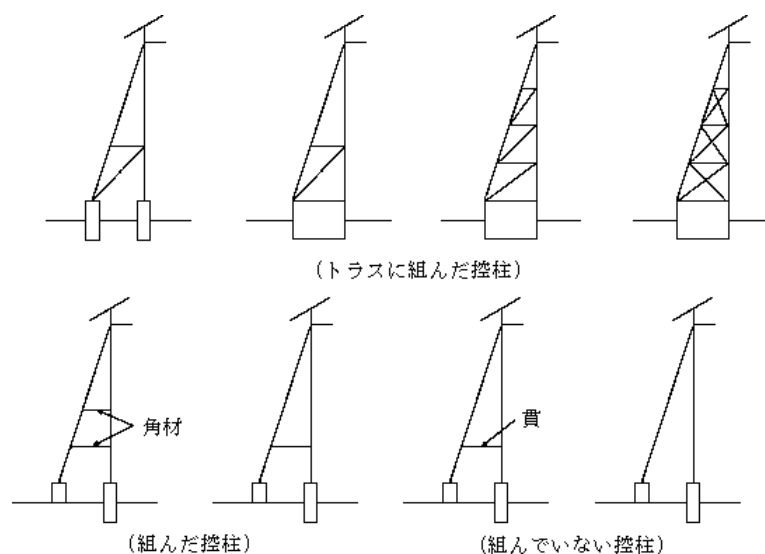


張間方向、 $a \sim b$ の架構について評点する。第1列～第4列の条件の中間数値のものは、下位の列のものとして評点する。例えば、「組んだ控柱が4.5 m ごと」の場合は第2列として評点する。桁行方向①～①'、②～②'の桁行外壁の筋かい、控柱については校舎、寄宿舍の桁行方向の場合と同様な方法で評点する。

評点では次のことに留意すること。

- (ア) 筋かいの断面寸法が第1列～第3列の説明の断面の中間寸法ของときは、その下位の列として扱う。
- (イ) 鉄筋筋かいの場合は第3列として評点する。
- (ウ) 水平トラスは調査対象としていない。
- (エ) 筋かい、控柱が測定時に構造上有効に働いていないものでも評点の対象とする。
- (オ) 控柱が建物片側のみに取り付けてあっても両側に取り付けてあっても評点上の区別はしない。

「トラスに組んだ控柱」「組んだ控柱」及び「組んでない控柱」の区別は次の通りとする。



⑥ 屋根ふき材料

屋根のふき上材料の種類によって評点する。なお、各列の区分は次の例による。

第 1 列	第 2 列	第 3 列	第 4 列
柿ふき（桤、杉皮）薄鉄板、銅板、トタンふき、ジュラルミン	スレートふき（天然石綿）、ガラスふき、通常の石置屋根	瓦、セメント瓦 厚型ストレート	かやぶきの類 その他

屋根上に玉石の類の「おもり」を載せてある場合は、その実際の重さを考慮の上評点する。
例えば杉皮等で玉石を載せてある場合は、一段階下のものと考え第 2 列として評点する。

⑦ 点数小計

①～⑥までの評点を各列ごとに加え、その評点小計を記入する。

（注） ①～⑥までの評点は第 1 列～第 4 列のいずれか 1 箇所のみである。

合計

（上記の計）欄に各列小計点数の合計数を記入する。その点数に 50 を加え（ ）内へ記入する。この点数が㊤構造耐力の点数となる。

(4) 評点上の特例

評点をすべき土台、柱、筋かい、控柱が次に該当するときは、当該説明による評点の下位の評点とする。この場合の評点は□で囲む。

(ア) 移築、移転建物の土台、柱、筋かい、控柱。

(イ) 新築、移築、移転後腐朽または損傷した土台、柱、筋かい、控柱を、それぞれ全部または一部取替え、根継をなし、または構造補強の目的で従来なかった土台、筋かい、控柱、添柱をそれぞれ全部または一部新たに設けた場合。

(ウ) 平屋であったものに 2 階を増築（いわゆる「おかぐら建築」）した建物の柱。

（注） (ア)の移築、移転建物に該当し、さらにそれが完成後(イ)に該当するときは 2 列下位として評点される。

(5) 特例評点した建物の調査票「Ⅱ」の「補修歴」欄または調査票裏面へ該当内容を記入する。

第 8 章 耐震診断未実施建物の耐力度調査チェックリスト

耐力度調査チェックリスト

－木造（耐震診断未実施）－

都道府県名		設置者名		学校名				
対象建物	棟番号		構造・階数		建築年		面積	
耐力度点数			都道府県確認者の所見				聴取済印	
点								
調査者 (市町村)			確認者 (都道府県)			聴取日	年 月 日	

※太枠の中は都道府県が記入する。

□にはレ印を付す。

(第1 一般事項)

1. 調査建物

①耐力度調査票の設置者名、学校名、建物区分、棟番号、階数、延べ面積、建築年、経過年数、被災歴及び補修歴は施設台帳等により記載されている。

設置者記入欄 都道府県記入欄
確認 該当なし 確認 該当なし

☐ ☐

②経過年数は、建築年月と調査開始年月を比較し、1年に満たない場合は切り上げている。

☐ ☐

2. 調査単位

①調査建物の建築年は同一である。

NOの場合は、調査票が別葉にされている。

YES NO
☐ ☐

YES NO
☐ ☐

②調査建物は構造的に一体である。

NOの場合は、別棟と見なし、調査票が別葉にされている。

YES NO
☐ ☐

YES NO
☐ ☐

3. 適用範囲

①調査建物は木造のみである。（混合構造または複合構造ではない。）

NOの場合は、鉄筋コンクリート造（以下「RC造」という。）部分についてはRC造の調査票が、鉄骨造部分については鉄骨造の調査票が、それぞれ作成されている。

YES NO
☐ ☐

YES NO
☐ ☐

②一般的な長方形型の建物である。

NOの場合は、専門家の鑑定により耐力度調査が行われている。

YES NO
☐ ☐

YES NO
☐ ☐

4. 端数整理

①耐力度調査点数の有効桁数は所定の方法で記入されている。

☐ ☐

5. 再調査

①当該建物は、初調査である。

NOの場合は、調査してから年数が経過したので、経過年数が見直されている。長寿命化改修が行われている場合は、改修時点からの経年変化が評価されている。

YES NO
☐ ☐

YES NO
☐ ☐

	設置者記入欄		都道府県記入欄	
	確認	該当なし	確認	該当なし
6. 添付資料				
①図面、写真、ボーリングデータ、その他必要資料が報告書に添付されている。	☐		☐	
7. 配置図、平面図、断面図				
①設計図書、または耐震診断・補強時の設計図書の形状・寸法、用途区分が施設台帳と照合されている。	☐		☐	
8. 建物全景写真				
①各面が把握できる写真が報告書に添付されている。	☐		☐	
9. 構造図				
①建築時の設計図書、または耐震診断・補強時の設計図書、あるいは実測により作成されている。	☐		☐	
②建築時の設計図書（伏図、軸組図、柱・梁リスト）、または耐震診断・補強時の設計図書と実物は、同様である。 NOの場合は、実測値をもとに構造図が作成されている。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
	☐		☐	
10. 基本的な考え方				
①未測定的项目は、満点評価されている。	☐		☐	
②必ず測定しなければならない項目は全て測定されている。	☐		☐	
11. 調査者				
①調査者は1級建築士または2級建築士である。	☐		☐	
(第2 構造耐力)				
1. 共通事項				
①いわゆる新耐震設計基準施行以前に設計された建物であり、耐震診断を実施していない。	☐		☐	
②構造耐力の測定範囲は、校舎、寄宿舎にあっては建物で、屋内運動場にあっては主室全体で行っている。	☐		☐	
2. 基礎構造				
①測定室の桁行方向の両側外壁下の基礎構造は同じ構造である。 NOの場合は、校舎、寄宿舎にあっては測定室側の外壁下の基礎構造で、屋内運動場にあっては同一構造の延長の多いもので評価されている。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
	☐		☐	
3. 土台				
①測定室の桁行方向の両側外壁下の土台は同じ断面である。 NOの場合は、校舎、寄宿舎にあっては測定室側の外壁土台で、屋内運動場にあっては断面寸法の小さい土台で評価されている。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
	☐		☐	
②調査建物は、片廊下形式の校舎、寄宿舎または屋内運動場である。 NOの場合は、測定室外側の土台で評価されている。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
	☐		☐	
4. 柱				
①測定室の桁行方向の両側外壁柱は同じ断面である。 NOの場合は、校舎、寄宿舎にあっては測定室側の室外壁柱で、屋内運動場にあっては同一断面の多い側の柱で評価されている。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
	☐		☐	
②断面寸法が調査票第1列から第4列の区分と同じ寸法である。 NOの場合は、下位列の断面寸法として評価されている。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
	☐		☐	

③添柱が第1列、第2列記載の断面と同じ寸法である。

NOの場合は、その添柱と本柱の断面積の合計と調査票記載の断面寸法を比較し、その断面に近い下位の列のものとして評価されている。

④柱の断面寸法は、実測寸法であることを確認した。

5. 壁体

①間隔の測定は、開口部の数による補正を行った。

②折りたたみ式間仕切壁、取外し式間仕切壁等が、固定間仕切壁となっていないことを確認した。

③固定間仕切壁の柱の上部、下部のいずれかが主要構造材に取り付けてある。

NOの場合は、評点上の固定間仕切壁としていない。

④測定室内は、建築年が同一である。

NOの場合は、どちらの棟とも、その室の間仕切の間隔で評価されている。

⑤測定室以外の室の延長は、測定室とほぼ同じである。

NOの場合は、校舎、寄宿舎にあっては平均によって評価されている。屋内運動場にあっては主室の桁行両側外壁の延長に対する当該壁の開口部を除いた壁延長の割合によって評価されている。

6. 筋かい及び控柱

①校舎、寄宿舎において測定室の筋かいは、全て同じ種類である。

NOの場合は、上位のもので評価されている。

②屋内運動場において1)～5)に留意して評価されている。

1)筋かいの断面寸法が第1列～第3列の説明の断面の中間寸法のとときは、その下位のもので評価する。

2)鉄筋筋かいの場合は第3列として評価する。

3)水平トラスは調査対象としていない。

4)筋かい、控柱が、構造上有効に働いていないものでも評価の対象とする。

5)控柱が、片側のみまたは両側に取り付けてあっても評点上の区別はしない。

7. 屋根ふき材料

①屋根のふき上材料の種類によって評価されている。

NOの場合は、おもりを載せてあるので実際の重さを考慮して評価されている。

8. 評点上の特例

①移築、移転、増築、取り替え及び補強等のない建物である。

NOの場合は、土台、柱、筋かい及び控柱について適切に評価されている。

設置者記入欄

確認 該当なし

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

☐

都道府県記入欄

確認 該当なし

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

☐

☐

☐

☐

☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

YES ☐ NO ☐

☐ ← ☐

	設置者記入欄		都道府県記入欄	
	確認	該当なし	確認	該当なし
(第3 健全度)				
1. 経年変化				
①長寿命化改修事業未実施の建物である。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
NOの場合は、 t_2 を用いた式により評価がなされている。	☐		☐	
2. 木材の腐朽度				
①各項目の数値、寸法を添付の資料等で確認した。	☐		☐	
②腐朽箇所、腐朽長が適切に測定されている。	☐		☐	
3. 基礎の状態				
①ひび割れの有無、不同沈下量が計測されている。	☐		☐	
②割れの影響範囲を考慮して基礎長さを算定している。	☐		☐	
4. 部材の傾斜、たわみ				
①柱の傾斜、床のたわみが計測されている。	☐		☐	
5. 床鳴り、振動障害				
①床鳴り、振動障害が判別されている。	☐		☐	
6. 火災の被災経験				
①火災による被災経験が判別されている。	☐		☐	
7. 雨漏り痕の有無				
①雨漏り痕の有無とその状態が判別されている。	☐		☐	
(第4 立地条件)				
1. 地震地域係数				
①地震地域係数は、建設省告示第1793号(最終改正：平成19年国土交通省告示第597号)第1と整合がとれている。	☐		☐	
2. 地盤種別				
①地盤種別は、基礎下の地盤を対象に建設省告示第1793号(最終改正：平成19年国土交通省告示第597号)第2に基づいて区分している。	☐		☐	
3. 敷地条件				
①平坦地である。	YES ☐	NO ☐	YES ☐	NO ☐
NOの場合は、崖地あるいは盛土に該当することを、敷地図あるいは実測により確認している。	☐		☐	
4. 積雪寒冷地域				
①積雪寒冷地域は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第7条第5項の規定に基づいている。	☐		☐	
5. 海岸からの距離				
①海岸線までの距離は、地図で確認されている。	☐		☐	

